

払戻金制度について

当社の紹介者が入社後 3 ヶ月以内に、本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還する。

(1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合

・・・紹介手数料の 80%

(2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合

・・・紹介手数料の 50%

有料職業紹介許可番号：23-ユ-302933

事業者名：株式会社ストライヴ・プロモーション

所在地：愛知県丹羽郡大口町御供所2丁目54番地